

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○指定管理者の指定	(長寿社会政策課)	一
○指定管理者の指定	(子育て支援課)	一
○指定管理者の指定	(観光課)	一
○指定管理者の指定(五件)	(水産業基盤整備課)	一
○指定管理者の指定(三件)	(都市計画課)	二
○指定管理者の指定	教育委員会	三

告 示

○宮城県告示第十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
宮城県介護研修センター
- 二 指定した団体の名称及び所在地
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号
- 三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
宮城県母子・父子福祉センター
- 二 指定した団体の名称及び所在地
公益財団法人宮城県母子福祉連合会
仙台市宮城野区安養寺三丁目七番三号
- 三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
松島公園(駐車場)
- 二 指定した団体の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号
- 三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
気仙沼漁港の駐車場

二 指定した団体の名称
気仙沼市

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

泊（歌津）漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

伊里前漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

磯崎漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩釜漁港の指定施設（釜の測泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

塩釜市漁業協同組合

塩釜市新浜町三丁目三十番十七号

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼海浜緑地

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場以外の施設）

二 指定した団体の名称及び所在地

東洋緑化株式会社

仙台市青葉区柏木一丁目一番八号ボラリスビル2F

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

加瀬沼公園

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県長沼ボート場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県ボート協会

石巻市田道町一丁目六番十八号

三 指定期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで